

平成27年4月27日 開会

平成27年4月27日 閉会

平成27年4月臨時会

美作市議会会議録

平成27年第2回4月臨時会目次

◎ 第1日（4月27日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	1
4. 会議録署名議員	1
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開 会	3
閉 会	26

平成27年4月27日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成27年第2回美作市議会4月臨時会)

平成27年4月27日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 同意第1号 教育委員会委員の任命について

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(美作市税条例等の一部を改正する条例)

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第6 議案第52号 美作市介護保険条例の一部を改正する条例について

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 選挙第1号 美作市議会議長選挙について

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 選挙第2号 美作市議会副議長選挙について

追加日程第5 議席の一部変更について

日程第7 美作市議会常任委員会委員の選任について

日程第8 美作市議会議会運営委員会委員の選任について

追加日程第6 選挙第3号 勝英衛生施設組合議会議員選挙について

追加日程第7 選挙第4号 柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会議員選挙について

追加日程第8 選挙第5号 美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について

追加日程第9 選挙第6号 勝田郡老人福祉施設組合議会議員選挙について

追加日程第10 選挙第7号 勝英農業共済事務組合議会議員選挙について

追加日程第11 閉会中の継続調査の申し出の承認について

追加日程第12 監査委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	金 谷 典 子	2番	重 平 直 樹
3番	安 藤 功	4番	安 本 博 則
5番	谷 本 有 造	6番	則 本 陽 介
7番	萬 代 師 一	8番	山 本 重 行
9番	尾 高 誉 久	10番	岡 崎 正 裕
11番	西 元 進 一	12番	本 城 宏 道
13番	岩 江 正 行	14番	小 湊 繁 之
15番	万 殿 紘 行	16番	日 笠 一 成
17番	鈴 木 悦 子	18番	山 本 雅 彦

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

14番 小 淵 繁 之

15番 万 殿 紘 行

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市 長 萩 原 誠 司

副 市 長 安 部 薫

副 市 長 横 山 博 光

教 育 長 大 川 泰 栄

政 策 審 議 監 福 原 覚

総 務 部 長 尾 崎 功 三

危 機 管 理 監 山 本 和 毅

企 画 振 興 部 長 竹 田 人 士

市 民 部 長 安 藤 郁 雄

環 境 部 長 妹 尾 昌 弘

経 済 部 長 江 見 幸 治

保 健 福 祉 部 長 山 本 直 人

建 設 部 長 真 野 弘 紀

教 育 次 長 小 林 昭 文

消 防 長 山 崎 正 雄

会 計 管 理 者 安 東 弘 子

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議 会 事 務 局 長 本 田 卓 治

課 長 大 佛 裕 彦

主 任 井 上 大 佑

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴席において写真撮影、録音等は禁止をされております。なお、携帯電話、パソコン、その他電子機器の電源はお切りください。傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

定刻が参りましたので、ただいまより平成27年第2回4月美作市議会臨時会を開会いたします。

本日は全員の出席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、4月1日付で人事異動が行われておりますので、副市長より職員の紹介をお願いいたします。

副市長。

副市長（安部 薫君）

改めましておはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、本年4月1日付人事異動に伴い、新たに部長級に昇任いたしました職員を紹介させていただきます。

妹尾昌弘環境部長。

〔環境部長妹尾昌弘君「はい」と呼ぶ〕

本田卓治議会事務局長。

〔議会事務局長本田卓治君「はい」と呼ぶ〕

以上で紹介を終わりますが、職員一同頑張っておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山本 雅彦君）

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により14番小淵繁之議員、15番万殿紘行議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般、本臨時会の運営において議会運営委員会が開催をされておりますので、委員長報告を受けます。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る4月17日午前9時30分から、議員控室において、議長、委員、市長、副市長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催し、4月臨時会の運営について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日4月27日の1日間といたします。

次に、市長から送付されました議案は、人事案件1件、専決処分の報告1件、承認2件、条例の一部改正案1件の5議案であります。

次に、常任委員会及び議会運営委員会の任期満了に伴い、常任委員会及び議会運営委員会の委員選出等を予定しております。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本臨時会の会期を本日27日の1日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日27日の1日間と決定をいたしました。

- | | |
|-------------|--|
| 日程第3 | 同意第 1号「教育委員会委員の任命について」 |
| 日程第4 | 報告第 2号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」 |
| 日程第5 | 承認第 1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例等の一部を改正する条例）」 |
| | 承認第 2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」 |
| 日程第6 | 議案第52号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」 |

議長（山本 雅彦君）

続いて、日程第3、同意1件、日程第4、報告1件、日程第5、承認2件、日程第6、議案1件、同意第1号、報告第2号、承認第1号から承認第2号、議案第52号を一括議題といたします。

なお、議会運営委員長の報告でありましたように、全議案即決案件となっておりますので、提案説明の後、質疑、討論、採決といたします。

それでは、日程第3、同意第1号「教育委員会委員の任命について」を議題とし、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました同意第1号「教育委員会委員の任命について」、御説明を申し上げます。

平成27年5月24日付で任期が満了となります1名の委員にかわり、新たに須田多香子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

同氏は、平成24年度から平成25年度まで英田中学校PTA会長として活躍されました。保護者としての視点を教育行政に生かしていただく方として適任であり、ふさわしい方と考えております。

経歴等につきましては、配付させていただきました資料を御確認いただきたいと思っております。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

西元議員。

11番（西元 進一君）

反対じゃありません。反対じゃありませんが、私はせっかくこういう案件について提案されるんですから、議会ですから、もう少し詳しい経歴とか活動内容について、PTA会長ですから、そういう点ではどういう事情があってどういうことになってどういうふうな対応をされたかというようなことを含めて若干説明せんと、私たちは任命する側ですから、任命したらそれでよろしいということじゃないですか。任命した以上は責任があるわけですから、そういう点ではちゃんとした経歴あるいは過去の実績というようなものをもう少し詳しく説明してください。

議長（山本 雅彦君）

先ほど質問がございましたが、この人事案件について説明が不十分ではないかという御意見がございますけれども、執行部のほうで何かつけ加えることはございますか。

教育長。

教育長（大川 泰栄君）

失礼いたします。この方の選任に当たりましては、まずは今回御退任になる方と同じ地域の方からお願いをしたいということがございました。しかも、女性の方ということがございましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条というふうに申し上げましたが、その中に年齢、性別、職業等に偏りがないようにということがございます。したがって、できれば女性の方ということで、地域の方からいろいろと御推薦をいただきました中に、女性の方というのはなかなか少なかったんですが、この方がございました。

先ほど職歴というふうに言われましたが、実はこの方はほとんどの最初、卒業後会社に入社して社員としての経歴はございますが、ずっと主婦としてしっかりと子育てに当たってこられた方ということでございます。そしてまた、先ほど申し上げたように、保護者としてのいろいろな面ということで、PTA会長としてのみではなく、地域の一人としてさまざまに学校教育に御協力をいただいたということがございます。

年齢的にも、そこにありますように、今40代でございますが、残りの委員の方が現在は60歳代、もしくは60歳後半になるということで、保護者の委員の方がもう一人おられます。その方は若い、40代ですが、できるだけ若い保護者の視点、孫ということではなくて保護者の世代ということでお願いしたいという中で、今回職歴ということはほとんどない方なんです、PTAで御活躍をいただいたということで、学校のほうからも非常に協力をしていただいたということを知っておりますので、この方にお願いしたものでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか、西元議員。

西元議員。

11番（西元 進一君）

結構です。私が言いたいのは、せっかく合併したんですから、地域でのいわゆる退職者というかやめられた方に対してその地域からというのは、私は不偏不党から言うてもすごい話じゃないと思うんです。美作市全体から教育行政に対して、あるいは教育委員としての十分な認識とか経歴あるいは考え方を持ってられる人を選んでいくということではなかったら、美作市の教育行政、教育委員会の制度そのものがやっぱり崩壊していくような格好になると思うんで、そういう点では美作市全体から教育委員というものを選んでいくと、そういう中でその地域の人が当たったということが正しくあれば、結構です。そういうことを含めて今後は検討されていてほしいということがあるんで、そういう方向でやってほしいということを申し上げます。

今の説明で結構です。結構ですけど、やっぱり地域のバランスだけを考えるというような行政はナンセンスだと思うんで、そういうことだけは注意してやってほしいということをよろしく願いいたします。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

他に。

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）

同意第1号は、以前会議の始まる前に配付されずに、きょう配付という理由をちょっと教えてください。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（尾崎 功三君）

失礼します。今回の教育委員の任命につきましては、人事案件ということでございまして、申し合わせと言いますか、当日配付ということで今まで、従来どおりの方法でさせていただいたと思います。

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）

従来どおりということなんですが、この人事案件につきましては、私どももいろんな人事案件がありまして、ほとんど今までの過去の例からいけば皆さん賛成をされとると思うんですが、当日まで誰かわからんというのいかなものかと思えますんで、その辺のところの考え方は今後どうあるべきか、ちょっと答弁ができればお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

これは岡崎議員、人事案件というのは議会の申し合わせで決定いたしておりますので、そのことは議会のほうでまたあれば議論していただきたいと思えます。

[10番岡崎正裕君「わかりました」と呼ぶ]

他にございますか。

鈴木議員。

17番（鈴木 悦子君）

この教育委員会委員を選任するのに、5名の中に1人はPTAの中から選任するというのが数年前にあると思うんです。既に今は1人入っておられます。この方はその範囲の中で選ばれたんか、それともまだPTAに出られるということは、まだ小さい子どもさんがおられるんかどうか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）

失礼いたします。先ほど鈴木副議長がおっしゃった件は、先ほどの第4条4項に委員のうちに保護者である者が含まれるということがございます。この保護者というのは、18歳未満の子どももしくは親権者として見なければならぬということでございますが、今回の方は今15歳と17歳のお子さんがいらっしゃいます。15歳のお子さんについてはあと3年ということなのですが、今現在保護者である委員さんはおられますが、実は任期があと一年でございます。その後継続されるかどうかというのはまだわかりませんので、できればそういう保護者世代の方にお二人いていただければという思いでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

[17番鈴木悦子君「よろしい」と呼ぶ]

他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

なしと認めます。

次に、同意第1号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、同意第1号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、これより採決を行います。

日程第3、同意第1号「教育委員会委員の任命について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、同意第1号は同意することに決定をいたしました。

続きまして、日程第4、報告第2号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」ということで、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君） [登壇]

それでは、ただいま上程されました報告第2号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決

定)」についてでございますが、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、専決処分の内容を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

この件につきましては、全員協議会において執行部より報告を受けておりますので、質疑は行いません。

以上で報告第2号を終わります。

続きまして、日程第5、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例等の一部を改正する条例）」、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題とし、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

ただいま上程されました承認第1号及び承認第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものがあります。

それでは、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例等の一部を改正する条例）」につきまして御説明申し上げます。

これは、平成27年度税制改正に伴い、所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、市民税では住宅借入金等特別税額控除対象期間の延長、法人住民税の均等割の税率区分の改正、固定資産税に関する改正、軽自動車税では本年4月1日実施予定でした二輪車の税率の引き上げの1年延期、その他旧三級品たばこにかかわるたばこ税の特別税率の廃止等であります。

次に、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」でございますが、平成27年度税制改正に伴い、所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額にかかわる課税限度額の引き上げ、軽減判定所得の基準額の見直しによる軽減措置の拡充等であります。

以上、御承認のほどよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。

それでは、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例等の一部を改正する条例）」、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例等の一部を改正する条例）」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第6、議案第52号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第52号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」につきまして御説明申し上げます。

これは、介護保険法施行令の改正により、公費を投入して低所得者の介護保険料軽減を行う仕組みが設けられたため、所要の改正を行うものです。主な改正内容は、平成27年度から平成29年度に限り、介護保険料の第1段階区分の乗率を基準額の0.5から基準額の0.45とする所要の規定を設けるものです。

以上、議案につきまして御説明を申し上げました。御審議のほどよろしく願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案理由の説明が終わりました。

議案第52号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

西元議員。

11番（西元 進一君）

副市長の説明で結構なんですけど、軽減措置をするということで、0.5から0.45ということなんですけど、0.05ですか、の下がった部分というのはどれぐらいの費用がかかるんですか、教えてください。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）

0.5から0.45で、0.05の差額分が約660万円程度ということでございます。

わかりにくい説明で済みませんでした。基準額が3万8,700円のもものが3万4,830円に下がるということでございます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

11番（西元 進一君）

財源措置ですが、660万円というのは予算化されたものですか、今後補正予算が必要なものですか、ちょっと教えてください。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）

3月議会で、3月31日までにこの政令が施行されるということで、予算をお願いしておりました。結果的には3月31日より年度をまたげて4月10日の施行ということになったために、ここで4月10日以降専決をさせていただく予定でございましたが、ここで臨時議会が開かれましたので、きょう上程をさせていただいたということでございます。現在のところの状況では補正予算の必要性はないという認識であります。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

11番（西元 進一君）

もう一回、それで結構です。3月の議会で予算化されとるということなんで、僕は文教厚生におったわけですが、比較的そういう説明が少なかったように思うんで、その点では10日になって、国会の関係があったんでしょうけど、ここではっきりしたということで、私はそういう意味での意識としてはそういう意識になつとんですから、やっぱり予算のときにちゃんとそういうことになる予定ですということの説明をちゃんとしといてください。そうせんと、どうしてもこういう質問が必要などということになるんで、予算のときにちゃんと説明して、予算化しとるということをはっきり申し上げてほしいということのを要望しときます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第52号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時42分 再開

副議長（鈴木 悦子君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に山本雅彦議長から議長辞職願が提出されましたので、これより私が議事を進めます。

お諮りします。

「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として議題とするこ

とに決定しました。

追加日程第1 議長辞職の件

副議長（鈴木 悦子君）

それでは、追加日程第1、「議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、山本雅彦議長の除斥を求めます。

〔議長山本雅彦君 退場〕

副議長（鈴木 悦子君）

それでは、職員に辞職願を朗読させます。

議会議務局長（本田 卓治君）

〔以下朗読〕

副議長（鈴木 悦子君）

お諮りします。

追加日程第1、「議長辞職の件」を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、追加日程第1、「議長辞職の件」を許可することに決定しました。

山本雅彦議員の除斥を解きます。

〔18番山本雅彦君 入場〕

副議長（鈴木 悦子君）

山本雅彦議員に報告いたします。

山本雅彦議員の「議長辞職の件」については、許可することに決定しましたので、報告いたします。

ただいま議長の辞職を許可したことにより、議長が欠員となりましたので、「美作市議会議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、「美作市議会議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

それでは、議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

追加日程第2 選挙第1号「美作市議会議長選挙について」

副議長（鈴木 悦子君）

それでは、追加日程第2、選挙第1号「美作市議会議長選挙について」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定によりますが、投票による方法と指名推選による2つの方法が

ございます。いずれの方法によって選出したらよいかお諮りいたします。

西元議員。

11番（西元 進一君）

記名投票でも何でも結構なんですけど、私は下準備も何にもないわけですから、少し全員協議会でも諮ってしたらどうかということをおもうんですが、どうでしょうか。選任について、投票ということも構わんとは思いますが、そういうことについては諮れんのですか、どうですか。

〔「選挙、先か」「選挙じゃ」と呼ぶ者あり〕

副議長（鈴木 悦子君）

記名投票か、それか推選ということでお諮りしたわけですから、投票か推選ということで発言をいただきたいと思います。

西元議員。

11番（西元 進一君）

それじゃあ、投票にしてください。投票で結構です。

副議長（鈴木 悦子君）

ただいま投票という発言がありました。

地方自治法第118条第2項の規定によって、一人でも異議ある場合は指名推選はできないことになっておりますので、選挙は投票で行います。

議場の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

副議長（鈴木 悦子君）

ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番金谷議員、2番重平議員を指名いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には被選挙人の氏名を記入の上、投票をお願いします。なお、白票は無効といたします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

副議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

ここへ日にち入れとらんのじゃけど、これ日にち入れにやいけんのじゃな。

〔「それは違うだろう」「投票用紙」と呼ぶ者あり〕

副議長（鈴木 悦子君）

どれですか。

13番（岩江 正行君）

投票用紙。

〔「違うだろう」「これを配る」「投票用紙じゃねえが」「配る」と呼ぶ者あり〕

副議長（鈴木 悦子君）

これは、選挙第1号という議案です。

13番（岩江 正行君）

ああそうか、そうか、わかった、わかった。

副議長（鈴木 悦子君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（鈴木 悦子君）

なしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

副議長（鈴木 悦子君）

異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票をお願いします。

これより点呼を命じます。

議会議務局長（本田 卓治君）

それでは、点呼いたします。

投票をお願いいたします。

〔点呼・投票〕

副議長（鈴木 悦子君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（鈴木 悦子君）

投票漏れはなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

1番金谷議員、2番重平議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

副議長（鈴木 悦子君）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票中

山本雅彦議員 16票

岡崎正裕議員 1票

本城宏道議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4.5票であります。したがって、山本雅彦議員が議長に当選されましたので、議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（鈴木 悦子君）

ただいま議長に当選されました山本雅彦議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、議長の就任の御挨拶をお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）〔登壇〕

前任者の後を受けまして、この13カ月間私なりに一生懸命やってきました。至らないところもたくさんあったかと思えますけれども、皆様方の御協力をいただきまして、無事に務めさせていただきました。また、きょうは新たに再任ということで御支持をいただきましたので、より一層努力いたしまして、また皆様方の御協力も仰ぎながら職責を全うしたいというふうに思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。大変ありがとうございました。〔降壇〕

副議長（鈴木 悦子君）

新議長の御挨拶が終わりました。

それでは、これをもちまして私の職務を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

山本議長、議長席にお着きください。〔降壇〕

〔議長交代〕

議長（山本 雅彦君）〔登壇〕

ここで暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に鈴木悦子副議長から副議長辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。

「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。したがって、「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第3 副議長辞職の件

議長（山本 雅彦君）

それでは、追加日程第3、「副議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、鈴木悦子副議長の除斥を求めます。

〔副議長鈴木悦子君 退場〕

議長（山本 雅彦君）

職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（本田 卓治君）

〔以下朗読〕

議長（山本 雅彦君）

お諮りをいたします。

追加日程第3、「副議長辞職の件」を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。したがって、追加日程第3、「副議長辞職の件」を許可することに決定をいたしました。

鈴木悦子議員の除斥を解きます。

〔17番鈴木悦子君 入場〕

議長（山本 雅彦君）

鈴木悦子議員に報告いたします。

鈴木悦子議員の「副議長辞職の件」については、許可することに決定いたしましたので、報告いたします。

ただいま副議長の辞職を許可したことにより、副議長が欠員となりましたので、「美作市議会副議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。したがって、「美作市議会副議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定をいたしました。

それでは、議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

追加日程第4 選挙第2号「美作市議会副議長選挙について」

議長（山本 雅彦君）

それでは、追加日程第4、選挙第2号「美作市議会副議長選挙について」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定によりますが、投票による方法と指名推選による2つの方法がございます。いずれの方法によって選出したらよいかお諮りをいたします。

西元議員。

11番（西元 進一君）

投票で結構です。投票にしてください。

議長（山本 雅彦君）

ただいま投票という発言がありました。

地方自治法第118条第2項の規定によって、一人でも異議のある場合は指名推選はできないことになっておりますので、選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

議長（山本 雅彦君）

ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番安藤功議員、4番安本博則議員を指名いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、投票を願います。なお、白票は無効といたします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（山本 雅彦君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

議長（山本 雅彦君）

異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票を願います。

これより点呼を命じます。

議会議務局長（本田 卓治君）

それでは、点呼いたしますので、投票をお願いいたします。

〔点呼・投票〕

議長（山本 雅彦君）

投票漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

3番安藤功議員、4番安本博則議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（山本 雅彦君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票中

山本重行議員 12票

鈴木悦子議員 3票

萬代師一議員 1票

岡崎正裕議員 1票

本城宏道議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4.5票であります。したがって、山本重行議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（山本 雅彦君）

ただいま副議長に当選されました山本重行議員が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、副議長の就任の御挨拶をお願いいたします。

副議長（山本 重行君）〔登壇〕

副議長に選任していただきました山本重行です。ありがとうございました。

微力ではございますけれども、山本議長をしっかり支えていきたいというふうに思っておりますので、引き続き御指導、御鞭撻をよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

議長、副議長の交代によりまして、議席の一部変更が必要になっておりますので、追加日程第5として「議席の一部変更について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。「議席の一部変更について」を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第5 議席の一部変更について

議長（山本 雅彦君）

追加日程第5、「議席の一部変更について」を議題といたします。

議長、副議長の選挙に伴い、議席を変更したいと思います。議席につきましては、申し合わせにより副議長席を17番、議長席を18番とし、当選回数ごとに年少議員から議席番号の小さい順とする。ただし、任期途中の選挙で当選の場合は、当選回数ごとの最初の議席とすると決定をしております。

議席番号及び氏名を事務局職員に朗読させます。

議会事務局長（本田 卓治君）

それでは、朗読をさせていただきます。

議席番号1番金谷典子議員、議席番号2番重平直樹議員、議席番号3番安藤功議員、議席番号4番安本博則議員、議席番号5番谷本有造議員、議席番号6番則本陽介議員、議席番号7番萬代師一議員、議席番号8番尾高誉久議員、議席番号9番岡崎正裕議員、議席番号10番西元進一議員、議席番号11番本城宏道議員、議席番号12番鈴木悦子議員、議席番号13番岩江正行議員、議席番号14番小淵繁之議員、議席番号15番万殿紘行議員、議席番号16番日笠一成議員、議席番号17番副議長山本重行議員、18番山本雅彦議長でございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

お諮りをいたします。

ただいま朗読したとおり議席を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり議席を変更することに決定をいたしました。

これより議席の変更をしていただきますが、その際には名札を持って御移動をお願いいたします。

それでは、暫時休憩をいたしますので、議席の変更をお願いいたします。

午前11時30分 休憩

午前11時35分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 美作市議会常任委員会委員の選任について

議長（山本 雅彦君）

日程第7、「美作市議会常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

常任委員会の選任につきましては、委員会条例第8条の規定により、議長が指名することになっております。皆さん方より事前に希望申出書を提出いただいておりますので、過不足の調整を正副議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員の選任については、希望申出書により正副議長が過不足の調整を図り、選任することに決定をいたしました。

それでは、選考ができるまで暫時休憩といたします。

午前11時36分 休憩

午前11時53分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、各常任委員会委員を事務局職員に報告させます。

議会事務局長（本田 卓治君）

それでは、各常任委員会の委員を報告させていただきます。

総務委員会委員、重平直樹議員、安本博則議員、則本陽介議員、萬代師一議員、日笠一成議員、山本雅彦議長。

文教厚生委員会委員、金谷典子議員、尾高誉久議員、岡崎正裕議員、西元進一議員、鈴木悦子議員、小淵繁之議員。

産業建設委員、安藤功議員、谷本有造議員、本城宏道議員、岩江正行議員、万殿紘行議員、山本重行副議長。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

ただいま報告いたしました議員をそれぞれの各常任委員会委員に指名し、選任いたします。

それでは、各常任委員会の委員長、副委員長の選任をお願いいたします。

各委員会の進行は年長議員で行ってください。

総務委員会は議員控室、文教厚生委員会は議長室、産業建設委員会は第二委員会室を御使用ください。

それでは、暫時休憩をいたします。

午前11時54分 休憩

午後0時12分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました各常任委員会における正副委員長の互選の結果について、事務局職員に報告させます。

議会議務局長（本田 卓治君）

それでは、各常任委員会の正副委員長を御報告いたします。

総務委員会委員長に則本陽介議員、副委員長に萬代師一議員、文教厚生委員会委員長に岡崎正裕議員、副委員長に西元進一議員、産業建設委員会委員長に谷本有造議員、副委員長に安藤功議員。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

以上、報告のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

日程第8 美作市議会議会運営委員会委員の選任について

議長（山本 雅彦君）

それでは、日程第8、「美作市議会議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

本件の選任につきましても、各委員会条例第8条の規定により、議長が指名することになっております。選考につきましては正副議長に御一任をお願いいたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。

それでは、選考ができるまで暫時休憩いたします。

午後0時13分 休憩

午後0時17分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議会運営委員会委員を事務局職員に報告させます。

議会事務局長（本田 卓治君）

それでは、議会運営委員会の委員を報告させていただきます。

谷本有造議員、則本陽介議員、岡崎正裕議員、小淵繁之議員、日笠一成議員、山本重行副議長。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

ただいま報告いたしました議員を議会運営委員会委員に指名し、選任いたします。

それでは、議会運営委員会の委員長、副委員長の選任をお願いいたします。

議員控室を御使用ください。

これより暫時休憩いたします。

午後0時18分 休憩

午後0時29分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長、副委員長が決定しましたので、事務局職員に報告させます。

議会事務局長（本田 卓治君）

それでは、議会運営委員会の正副委員長を御報告いたします。

委員長に小淵繁之議員、副委員長に日笠一成議員。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

以上、報告のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

次に、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

失礼いたします。まず初めに、このたびの議会運営委員会の構成がえによりまして新たに議会運営委員会の委員長に就任されました小淵でございます。よろしくお願い申し上げます。

議員の皆様には、今後とも議会運営が円滑に運びますよう御協力をいただきたいと思いますので、重ねてよろしくお願いを申し上げます。

それでは、正副委員長互選後に追加日程について協議いたしましたので、委員長報告を行います。

内容は、議長、副議長の交代による5件の一部事務組合議員の選挙でございます。

追加日程第6から追加日程第10まで、選挙第3号から選挙第7号までとして、5件の一部事務組合議会議員の選挙についてを追加することといたしました。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

ただいま議会運営委員長から報告がありましたように、5件の一部事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

お諮りをいたします。

追加日程第6から追加日程第10まで、「勝英衛生施設組合議会議員選挙について」、「柵原、吉井、英田

火葬場施設組合議会議員選挙について」、「美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について」、「勝田郡老人福祉施設組合議会議員選挙について」、「勝英農業共済事務組合議会議員選挙について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。したがって、追加日程第6から追加日程第10を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

これより一部事務組合議会議員選挙の議案を配付いたしますので、お待ちください。

〔議案書配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 追加日程第 6 | 選挙第3号「勝英衛生施設組合議会議員選挙について」 |
| 追加日程第 7 | 選挙第4号「柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会議員選挙について」 |
| 追加日程第 8 | 選挙第5号「美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について」 |
| 追加日程第 9 | 選挙第6号「勝田郡老人福祉施設組合議会議員選挙について」 |
| 追加日程第10 | 選挙第7号「勝英農業共済事務組合議会議員選挙について」 |

議長（山本 雅彦君）

追加日程第6、選挙第3号「勝英衛生施設組合議会議員選挙について」、追加日程第7、選挙第4号「柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会議員選挙について」、追加日程第8、選挙第5号「美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について」、追加日程第9、選挙第6号「勝田郡老人福祉施設組合議会議員選挙について」、追加日程第10、選挙第7号「勝英農業共済事務組合議会議員選挙について」、以上5件を一括議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法をとりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、申し合わせにより議会運営委員長、各常任委員長を選考委員とすることになっておりますので、正副議長と選考委員で選考し、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。
それでは、選考ができるまで暫時休憩といたします。

午後0時35分 休憩

午後1時18分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは、5件の組合議会議員につきまして指名を行います。
この報告につきましては、名簿を配付し、事務局職員に報告をさせます。
配付してください。

〔資料配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

それでは。

議会事務局長（本田 卓治君）

それでは、5件の組合議会議員の報告をさせていただきます。
勝英衛生施設組合議会議員に、重平直樹議員、谷本有造議員、則本陽介議員、萬代師一議員、尾高誉久議員、鈴木悦子議員、小淵繁之議員、山本雅彦議長。
柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会議員に、安藤功議員、萬代師一議員、万殿紘行議員。
美作養護老人ホーム組合議会議員に、安本博則議員、谷本有造議員、鈴木悦子議員、小淵繁之議員、日笠一成議員、山本雅彦議長。
勝田郡老人福祉施設組合議会議員に、金谷典子議員、本城宏道議員。
勝英農業共済事務組合議会議員に、安藤功議員、安本博則議員、岡崎正裕議員、西元進一議員、本城宏道議員、岩江正行議員、万殿紘行議員、山本重行副議長。
以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

お諮りをいたします。
ただいま議長が指名いたしました議員を各組合議会議員の当選者と定めることに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました議員を各組合議会議員の当選者に決定いたしました。ついては、本会議場におられます各組合議会議員の当選者に対しましては、本席から口頭により会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

先ほど休憩中に議会運営委員会が開催をされておりますので、ここで議会運営委員会の委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

休憩中に議会控室において、議長、委員、市長、副市長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催しましたので、委員長報告を行います。

各常任委員会委員長、私、議会運営委員会の委員長が議会開会中に継続調査が必要なことから、閉会中の継続調査の申し立てを行いました。閉会中の継続調査の申し出の承認を受けることで、協議を行いましたので、その結果を報告いたします。

追加日程第11として「閉会中の継続調査の申し出の承認について」を追加することといたしました。

また、執行部より新たに議案を追加したい旨の申し出があり、協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

新たに市長から送付されました議案は、人事案件1件で、「監査委員の選任について」であります。

本日執行部から追加議案1件は、追加日程第11、「閉会中の継続調査の申し出の承認について」の後に追加し、追加日程第12、同意第2号「監査委員の選任について」として追加することといたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

ただいま議会運営委員長から報告がありましたように、「閉会中の継続調査の申し出の承認について」、「監査委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第11、追加日程第12として議題といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、「閉会中の継続調査の申し出の承認について」、「監査委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第11、追加日程第12として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第 1 1 閉会中の継続調査の申し出の承認について

議長（山本 雅彦君）

それでは、追加日程第11、「閉会中の継続調査の申し出の承認について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長、議会改革特別委員長から所管事務調査については、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き調査終了まで継続調査したい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び各常任委員長、議会改革特別委員長からの閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに決定をいたしました。

これより送付書及び議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

ここで訂正を申し上げます。

先ほど議会改革特別委員長からの申し出と申しましたが、これは議会改革特別委員長からはございませんでしたので、訂正をさせていただきます。

配付漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

追加日程第12 同意第2号「監査委員の選任について」

議長（山本 雅彦君）

それでは、追加日程第12、同意第2号「監査委員の選任について」を議題とし、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

ただいま上程されました同意第2号「監査委員の選任について」、御説明を申し上げます。

本日付で日笠一成氏が辞職されましたので、議員のうちから新たに監査委員を選任する必要がありますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

議案を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

住所、生年月日については、お手元の議案を御確認ください。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。

本件につきましては、安本博則議員の一人身上に関する事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により、安本博則議員の除斥を求めます。

〔4番安本博則君 退場〕

議長（山本 雅彦君）

これより質疑に入ります。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

なしと認めます。

次に、同意第2号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、同意第2号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

追加日程第12、同意第2号「監査委員の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、同意第2号は同意することに決定をいたしました。
安本博則議員の除斥を解きます。

〔4番安本博則君 入場〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員に申し上げます。
先ほどは全員的一致で同意いただきましたので、報告をいたします。
以上で今議会の日程は全て終了いたしました。
お諮りをいたします。

今臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。
以上をもって平成27年第2回4月美作市議会臨時会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

午後1時28分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成27年4月27日

美作市議会旧議長 山本 雅彦

美作市議会新議長 山本 雅彦

美作市議会旧副議長 鈴木 悦子

美作市議会新副議長 山本 重行

会議録署名議員 小淵 繁之

会議録署名議員 万 殿 紘 行